

第4章

基本となる施策

第4章 基本となる施策

第1節 地産地消を推進し、健康で豊かな食生活の実現

(1) 地元産農産物の信頼の確保

1) 消費者が求める産地情報等の提供

○農産物の安全性等に関する生産者と消費者の信頼関係を構築するため、情報発信等を行い、情報の共有を図り、生産者と消費者の相互理解を促進します。

2) 安全で安心できる農産物の流通

○農産物の安全・安心確保のための取り組み（生産履歴、ポジティブリスト制度、生産工程管理（GAP）等）を促進し、安全で安心できる農産物の生産・流通を支援します。

○安全で安心できる農産物の流通を促進するため、小郡産（新鮮で安全・安心）であることを示す取り組みについて、関係団体・機関等と検討を行います（農産物安全・安心マーク等）。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	○安全で安心できる農産物の生産と供給に努めます。 ○生産した農産物の情報を発信しながら、消費者との情報交換を行い、積極的な交流を図ります。
市民（消費者）	○小郡市産の農産物を積極的に購入するよう努めます。 ○農産物の安全性について正しく理解するよう努めます。
事業者	○適正な生産履歴表示を行い、消費者に対して、安全・安心な商品提供を行います。 ○小郡市産農産物の積極的な流通に努めます。

■栽培講習会



■生産地の視察（情報共有）



(2) 食育の推進、地域特有の食文化の発展と継承

1) 食育推進計画(おごおり食育プラン)の推進

- 「食」や「農」に係る施策を総合的かつ体系的に推進していくための方向性や体制整備を示した、小郡市食育推進計画(おごおり食育プラン)に掲げた目標の達成に向け取り組みを推進していきます。

「小郡市食育推進計画(おごおり食育プラン)」の基本理念		
すべての市民が多様な交流の場を通してふれ合い、生涯を通して心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、生きる力を身につける食育を目指します		
	基本目標	重点目標
1. 家庭における食育の推進	家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることで、子どもたちが食に関する知識やマナー、感謝の気持ちやあいさつ習慣等を身につけ、社会性を育むことができるよう支援します。	食への関心を深め、家族で楽しく食事をしよう
2. 地域における食育の推進	さまざまな食農体験を通して、日々の食生活が自然の恩恵と生産者を始めとする多くの人々の苦勞や努力によって支えられていることを実感できるよう、地域全体で学び、地産地消を含め食文化の伝承を図ります。	人と人とのつながりを大切にし、地域全体で食への意識を高めよう
3. 幼稚園・保育所・学校における食育の推進	食べることに興味を持ち、食事の大切さ、適切に食を選択する力など、子どものうちに健全な食生活の基礎を習得できるよう支援します。	食に関する体験を通して、健全な食生活の基礎を身につけよう

2) 食と農をむすぶ取り組みの推進

- 農作業現場での体験や調理実習への地元産農産物の使用等により、子ども世代への食と農の体験を通じた食育を推進します。
- 食育の一環として、小郡市食と農推進協議会による学校給食への取り組みを推進し、教育現場と生産現場の理解促進と連携を図っていきます。
- 郷土料理を学校給食等で提供するなど地域固有の食文化を伝え、継承していきます。
- 食と農を通じた体験や食育教育を推進するために、食と農をむすぶ場の提供や支援を行います。
- 県産農林水産物の消費拡大等を推進する「食育・地産地消ふくおか県民会議^{*}」と一体となった取り組みを推進します。

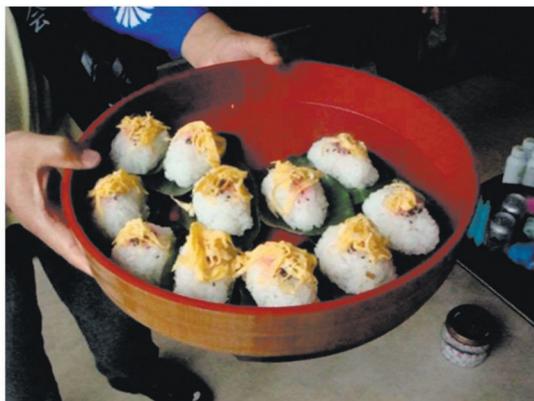
■ 児童の田植え体験



■ 園児の芋苗の定植体験



■ 郷土料理（柿の葉寿司）



■ 郷土理（がめ煮）



■ 各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○食農体験を積極的に受け入れる体制づくりを進めます。 ○生産した農産物を通じて、農業や食の大切さ、地域固有の食文化を伝えていきます。
市民（消費者）	<ul style="list-style-type: none"> ○家族で楽しく食事をしながら、食への感謝の気持ちを持ち続けるように努めます。 ○食生活の大切さや地域特有の食文化に対して正しく理解するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における食の大切さや感謝の気持ち等の意識を高めるような、情報発信に努めます。

※「食育・地産地消ふくおか県民会議」とは、県民の健康で豊かで、安全・安心な生活の実現と本県農林水産業への県民の幅広い支持と農林水産業の発展のため、農林水産、教育、商工、保健医療介護の関係団体と行政で構成した、食育や地産地消を県民運動として展開することを目的としています。

(3) 地元産農産物の域内での流通及び消費の促進

1) 地産地消の推進

- 市内2カ所ある直売所の充実の検討とともに、地産地消にとどまらず、都市交流や地域振興の拠点となる魅力ある直売所の設置等に向け、JA みいをはじめとする関係団体、関係機関、関係各課等と協議を行っていきます。
- 小郡市食と農推進協議会で取り組んでいる市内小中学校の学校給食への地元産農産物の供給の充実を図り、使用率(学校給食自給率)の向上を促進します。
- 地元産農産物を積極的に使用する飲食店等の普及をめざし、地産地消応援店舗(仮称)等として支援する制度を検討し、地産地消の推進を図ります。
- 農業者、農業団体と連携して、イベント等を開催し地元産農産物の情報発信に努めます。
- 買い物弱者への対応について、関係団体や行政機関と協議し、検討していきます。

■認定農業者の収穫祭



■地元食材を使った給食



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	○市内小中学校の学校給食へ地元産農産物の供給を積極的に行います。 ○直売所等への地元産農産物を出荷し、地産地消の推進に努めます。
市民(消費者)	○市内の直売所を積極的に利用します。 ○地元産の農産物を積極的に購入するとともに、市民に広めていき、地産地消の取り組みに協力します。
事業者	○市内の直売所を積極的に利用します。 ○地元産農産物を積極的に使用し、地域農業及び産業の活性化に努めます。 ○地元産農産物を紹介するイベント等に積極的に参加します。

第2節 多様な担い手による豊かな暮らしを支える農業の持続的発展

(1) 多様な担い手の育成・確保

1) 認定農業者等の担い手の育成・確保

- 地域の農業を担う中核的な農業者を育成するために、経営意欲のある農業者を、認定農業者として位置付け、積極的な支援を行っていきます。
- 集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、関係機関と連携し、「人・農地プラン」の展開を図り、認定農業者等の担い手の確保を行っていきます。
- 認定農業者、集落営農組織等の担い手に対して、県や農業団体、学識経験者等との連携により、講習会や研修会を開催し、経営資質の向上を図ります。
- 地域農業の効率的・安定的な経営体として持続性を確保するために、関係機関と連携して集落営農組織の法人化を支援します。

2) 新規就農者及び後継者の育成・確保

- 新規就農者や就農希望者等に対して情報発信しながら、関係機関・団体と連携を図り、求める情報や基礎知識等を提供する相談窓口等を充実します。
- 国、県の就農支援制度の活用を図り、新規就農者支援を推進します。
- 就農希望者に対して、就農における初期負担の軽減や地域における実習受入の体制づくり等の支援方法について関係団体・機関等と検討を行います。
- 本市の農業の将来を担う、後継者等の若年農業者の団体への活動支援を行います。

3) 女性・高齢農業者等の多様な担い手への支援

- 女性農業者に対して、県や農業団体、学識経験者等との連携により、講習会や研修会を開催し、女性同士のネットワークを形成していくための情報交換の場を設けるとともに、女性の視点や発想を活かした農業経営の発展を図ります。
- 実年農業者に対して、地域農業の担い手となるよう関係機関・団体と連携して技術習得等の支援を行います。
- 高齢農業者に対して、関係団体・機関等と連携を図り、蓄積された豊富な知識や経験、技術が生かせる場づくりについて支援します。

〔担い手の活動風景〕

■ 認定農業者の軽トラック市



■ 4 Hクラブと幼稚園児の餅つき



■ 各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した農業経営を目指して、認定農業者制度を活用します。 ○地域農業の安定性を確保するため、集落営農組織の法人化を進めます。 ○後継者や担い手の確保に努めるとともに、新規就農者等の多様な担い手に対して丁寧に指導しながら、育成していきます。
市民（消費者）	<ul style="list-style-type: none"> ○農業への興味を深め、自ら農業参入や援農など、農業への積極的な参画に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業の振興における、多様な担い手の育成・確保の重要性を理解し、取り組みに協力します。

(2) 収益性の高い農業経営の確立、競争力のある産地の育成

1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立と地域農業の維持確保

- 大消費地に向けた収益性が高く安定的な農業経営を促進する一方、地域に向けた家族農業経営の維持等を図るために、それぞれの特性に応じた農業振興を推進します。
- 国、県、市等の補助事業の活用と資金制度を有効に活用し、農業機械の導入や農業施設等の整備を行い、農作業の効率化、生産コストの低減等に取り組み、収益性の高い農業経営の確立と競争力のある産地の育成を推進します。
- 野菜、花き、畜産等のブランド化など、消費者ニーズに即した経営の多角化を図るため、関係機関・団体と連携して相談窓口の設置や研修会の開催等の支援を行います。
- 地域農業の持続的な発展をめざし、土地利用型農業における、集落営農組織の育成・再編を促進するため、営農組織間の情報交換や農地の利用集積等の協議・情報共有を進め、人材育成、農作業の共同化などの組織運営について関係機関・団体と連携して支援を行います。
- 担い手の経営基盤強化のために、農地中間管理事業等を活用して農地の流動化を図り、担い手への農地集積を推進します。
- 雇用労力を活用して規模拡大を図り、経営基盤の強化を目指す雇用型農業経営の確立に向け、関係機関・団体と連携して支援を行います。
- 法人化志向農業者に対し、関係機関・団体と連携して研修会等による法人化支援を行い、経営基盤の維持・強化を促進します。
- 鳥栖ジャンクションや筑後小郡インターチェンジ等、全国市場に向けた交通の利便性を活かした産地づくりや出荷体制の充実を促進します。

■大規模な畑作



■集落営農組織の法人化研修会



■麦の収穫作業



■大豆の防除作業



2) 産地銘柄の確立(ブランド化)と 6次産業化の促進

- 小郡産農産物の認知度を高めるために、農業者・農業団体等との連携を図り、市内外への情報発信に向けた取り組みを推進していきます。
- 農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、ブランド化や農商工連携、6次産業化の推進をめざし、農業者と関係団体等とのネットワークを構築し連携を図ります。
- 新たな付加価値を持った商品開発を推進していくために、事業者や食に係る教育機関等と連携を図っていきます。
- 安定した販路の確保と拡大のため、安全性等の付加価値による産地確立をめざし、農業生産工程管理(GAP)等の導入・普及を促進します。

■みずな（ハウス栽培）



■イチゴ（高設栽培ハウス）



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○収益性が高く安定的な農業経営を確立するため、規模拡大や低コスト・高効率化を図り、競争力のある産地の育成に努めます。 ○家族経営農家は、中小規模という特性を活かし、地域農業の発展に努めます。 ○活用されない農地が発生する場合は、担い手への農地集積を図ります。 ○交通利便性の高さを活かした産地づくりや出荷体制の充実を図ります。 ○農業経営方針を明確にして、効率的な生産体制に努めていきます。 ○ブランド化による付加価値の創出や 6次産業化等に向け、積極的に取り組みます。
市民（消費者）	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者の収益性を確保できるように、地元農産物の利用に協力します。 ○ブランド化による付加価値の創出や 6次産業化等に向けた取り組みに積極的に関わります。 ○小郡産のブランド農産物を積極的に購入するとともに、積極的な周知に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者が収益性を確保できるように、地元農産物の流通・利用に努めます。 ○ブランド化による付加価値の創出や 6次産業化等に向け、積極的に取り組みます。

(3) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

1) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備・更新

- 農業生産基盤の整備を推進し、競争力ある産地の強化を図っていきます。
- 農業用施設を計画的に更新し、施設の有効活用や長寿命化を図ります。
- 自然災害による周辺地域への被害を防ぐために、計画的にため池や堰等を改修します。

2) 遊休農地の解消等による優良農地の確保

- 農地法の遵守や農業振興地域整備計画の適正な管理により、一定のまとまりのある優良農地を確保します。
- 農業委員会による農地パトロールにより、耕作放棄地の実態を把握し、改善指導を行うことで、耕作放棄地の減少に努めます。
- 耕作放棄地を未然に防止するため、農地中間管理事業の活用など、農地の有効活用及び維持管理の促進を図ります。

■ 農業用施設（立石分水工改修後）



■ 耕作放棄地農地パトロール



■ 各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	○農地や農業用排水路、農道、ため池等の維持管理を行います。 ○耕作していない農地の発生を抑制するために、地域全体で農地の有効活用に取り組みます。
市民（消費者）	○美しい農村景観を保全するための取り組みに参加します。 ○農地、農業用排水路、農道、ため池等の維持管理への協力に努めます。
事業者	○農地、農業用排水路、農道、ため池等の維持管理への協力に努めます。

(4) 環境保全型農業の推進と自然循環機能の維持

■ふくおかエコ農産物認証制度
認証マーク

1) 環境に配慮した農業生産の推進

- 自然環境の保全と環境負荷軽減をめざし、環境に配慮した農業生産を推進します。
- 環境に配慮した農業生産の推進のため、環境保全型農業直接支援対策に取り組むとともに、エコファーマー認定制度や有機 JAS 認証制度、ふくおかエコ農産物認証制度の促進に努めます。
- 環境保全型農業の取り組みについて、情報提供に努め理解促進を図ります。
- JA が行っている農業用廃プラスチック回収事業へ支援を行います。



2) 自然循環機能の維持増進

- JA みいの土づくりセンター(堆肥センター)を活用し、家畜排せつ物に関する畜産環境問題について解決の促進を図るとともに、生産される堆肥を重要な土づくりの資源として供給する取り組みを支援します。
- 耕種農家と畜産農家との連携による自然の循環機能を活用した農業を推進します。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりには有機肥料の積極的な利用を図ります。 ○減農薬、減化学肥料による生産に努めます。 ○環境に配慮して生産した、安全安心な農産物の積極的な周知に努めます。
市民(消費者)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮して生産した農産物の価値を理解するとともに、積極的な利用に努めます。 ○農産物の生産方法に関心を持つように努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮して生産した農産物の価値を理解するとともに、積極的な活用に努めます。 ○農産物の生産方法に関心を持つように努めます。

第3節 市民交流による田園都市・おごおりの推進

(1) 農業・農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進

1) 農業及び農村に関する情報の提供

○農業・農村の持つ多面的機能について、行政等のメディアを活用し、情報発信を行い、市民の理解と交流の促進を図っていきます（収穫情報や農業の営みから生まれる農村風景、地域の祭り、伝統行事等）。

■ 伝統行事の人形じめ



■ 4Hクラブと幼稚園児の芋ほり体験



2) 農村（生産者）と都市（消費者）との交流の促進

○農業を通じた交流の場、市民の理解の場として、自然や土とのふれあいの場づくりを推進します。

○福岡都市圏等の住民だけでなく、市北部の市民についても、農業体験や農業関係イベント等を通して都市と農村との交流を図っていきます。

○市民農園の利用を促進するとともに、関係機関・団体と連携して栽培講習会等を開催し、市民が農業と触れ合う機会を設けます。

■ 各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	○農業体験の希望者を積極的に受け入れ、農業、農村の素晴らしさや役割を都市住民に伝えるよう努めます。
市民（消費者）	○農業、農村の持つ魅力を、体験や学習を通して理解するよう努めます。 ○都市と農村との交流活動への参加に努めます。
事業者	○農業、農村の持つ多面的機能を理解するよう努めます。 ○都市と農村との交流を促進する活動への参加に努めます。

(2) 多面的機能を発揮させる環境整備の推進

1) 農業・農村の多面的機能の維持・向上

- 農業・農村の持つ多面的機能の発揮のため、多面的機能支払交付金事業を活用し、各地域における農地や農業用水利施設の維持保全の取り組みを支援します。
- 農業用施設や農村環境等の整備については、農村環境計画に基づき、自然環境への配慮を行います。

■多面的機能としてのポピー祭り



■伝統行事の獅子舞



2) 農村の景観等を活かした地域振興

- 貴重な地域資源である田園景観等について、マップ等を作成するとともに、観光散策ルート の普及と併せて、地域振興へつなげるための情報発信に努めます。

■観光散策ルート（小郡市HP）



■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	○農業農村の多面的機能の維持・向上に努めます。
市民（消費者）	○農村部が取り組んでいる多面的機能の保全等に関する事業を理解し、積極的に協力します。
事業者	○農村部が取り組んでいる多面的機能の保全等に関する事業を理解し、積極的に協力します。

(3) 女性農業者の地位向上、男女共同参画社会の確立

1) 女性農業者の地位向上

- 女性農業者の起業を支援し、女性農業者の経営参画の機会の充実を促進します。
- 家族での農業経営において就業条件等の取り決めを行なう「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参画できるよう努めます。

2) 女性農業者の地域における意思決定の場への参画促進

- 農業者団体の役職者に女性農業者の就任を促すなど団体・地域における意思決定の場への参画を促進します。
- 農業委員をはじめとする、農業政策の意思決定の場における女性農業者の登用を促進します。

■各主体の取組方針

主 体	取 組 方 針
農業者・農業団体	<ul style="list-style-type: none"> ○家族経営協定の意義を理解し、締結に努めます。 ○農村地域での男女の役割を見直し、家庭や地域で実践していきます。 ○農業団体や地域組織などの代表に女性農業者を積極的に登用します。
市民(消費者)	<ul style="list-style-type: none"> ○女性農業者の実情についての理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○女性農業者の実情を理解し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

■女性農業者の活動の様子

農業の基礎知識の習得や経営参画促進を目的に開催された、三井地区女性農業者経営セミナー



■女性農業者の活動の様子

女性農業者を対象にしたパートナー研修会として行われた農場視察

